変動金利定期預金規定

Ⅰ　共通規定

1.（預金の支払時期）

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に支払います。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその 6 か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M 型）（ただし、自由金利型定期預金の最低預入金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.（規定の準用）

この規定に定めがない事項については、定期預金共通規定により取り扱います。

4.（規定の変更等）

(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

Ⅱ　単利型規定

1.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）および通帳または証書記載の中間利払利率（上記Ⅰ2. により利率を変更したときは、変更後の利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第 4 位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

ア．現金で受け取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに提出してください。

イ．預金口座へ振り替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および通帳または証書記載の利率（上記Ⅰ2. により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金共通規定第 6 条第 1 項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第 6 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、次のとおり支払います。

① 預入日の 6 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および約定利率の 10%（小数点第 4 位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

2026 年 6 月 1 日現在

② 預入日の 6 か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切り捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切り捨てます。）によって計算した金額の合計額を、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

ア．預入日の 1 年後の応当日または預入日の 2 年後の応当日を満期日とした場合

（ア）6 か月以上 1 年未満　　約定利率×50%
（イ）1 年以上 3 年未満　　約定利率×70%

イ．預入日の 3 年後の応当日を満期日とした場合

（ア）6 か月以上 1 年未満　　約定利率×40%
（イ）1 年以上 1 年 6 か月未満　　約定利率×50%
（ウ）1 年 6 か月以上 2 年未満　　約定利率×60%
（エ）2 年以上 2 年 6 か月未満　　約定利率×70%
（オ）2 年 6 か月以上 3 年未満　　約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割りで計算します。

Ⅲ　複利型規定

1.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（上記Ⅰ2. により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって 6 か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金共通規定第 6 条第 1 項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第 6 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切り捨てます。）によって 6 か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①　6 か月未満　　約定利率×10%
②　6 か月以上 1 年未満　　約定利率×40%
③　1 年以上 1 年 6 か月未満　　約定利率×50%
④　1 年 6 か月以上 2 年未満　　約定利率×60%
⑤　2 年以上 2 年 6 か月未満　　約定利率×70%
⑥　2 年 6 か月以上 3 年未満　　約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割りで計算します。

以　上

2026 年 6 月 1 日現在